

[事案 2021-321] 損害賠償請求

・令和 4 年 12 月 14 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。また、[事案 2021-322] [事案 2021-323] [事案 2021-324] の申立人は、本法人の役員である。

<事案の概要>

適合性原則違反および説明義務違反を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に契約した逦増定期保険 3 件について、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を損害賠償してほしい。

- (1) 募集人から節税効果があると説明を受けたが、当社の経営状態では法人税等の軽減というメリットを享受することができず、保険加入の必要性が乏しかった。
- (2) 当社の事業の状況に鑑みると、本契約の保険料は過大であり適合性原則に違反している。
- (3) 募集人は、説明資料に記載された内容が、当社に当然に当てはまるわけではないことを説明する義務があったにもかかわらず、説明を行わなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人代表者（以下「代表者」）は、申立人の顧問税理士と相談した上で本契約に加入しているほか、意向確認書の内容等からも、会社経営の視点からメリット・デメリットを合理的に検討し加入したと考えられる。
- (2) 代表者によると、余剰資金から保険料を支払うとのことであったことから、保険料の支払いは可能と判断した。
- (3) 募集人は、3 回にわたって契約内容を説明している。本契約の加入目的は節税ではなく保障と資金の積立であり、必ずしも節税効果を受けないことについては、代表者も認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は、申立人の顧問税理士が募集人に対し経営状態等の情報を提供して、その内容を前提に募集人が勧誘を行ったものであり、申立人の主張する適合性原則違反、説明義務違反にかかる事情を明らかにするためには、契約に関与した顧問税理士、場合によっては会社関係者等の第三者への尋問等の手続が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、これらの点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。